

若者世代の意見の聴取と  
道政への反映方策の検討  
(中間まとめ)

平成28年3月

環境生活部くらし安全局道民生活課



# 目 次

<b>I はじめに</b>	
1	検討の背景 . . . . . 1
2	経緯等 . . . . . 2
(1)	基本計画の改訂 . . . . . 2
(2)	道議会での議論 . . . . . 3
3	意義必要性等 . . . . . 4
(1)	道政への意見反映 . . . . . 4
(2)	社会参加の促進 . . . . . 4
<b>II 道の若者の政策決定過程への参画状況</b>	
1	これまでの若者意見聴取の取組 . . . . . 5
(1)	青少年100人委員会 . . . . . 5
(2)	青少年の意識・意見調査 . . . . . 5
2	パブリックコメント・広聴事業等 . . . . . 6
(1)	パブリックコメント . . . . . 6
(2)	主な広聴事業 . . . . . 7
3	各審議会等への若者参画状況 . . . . . 7
(1)	若者の参画状況 . . . . . 7
(2)	庁内への参加機会の拡大についての要請 . . . . . 8
(3)	若者枠設置の取り組み . . . . . 8
<b>III 国・他都府県の若者の政策決定過程への参画事例</b>	
1	国の事例 . . . . . 9
(1)	子ども・若者ビジョンでの位置づけ . . . . . 9
(2)	青少年意見募集事業 . . . . . 10
2	他の都府県の事例 . . . . . 10
<b>IV 若者意見の募集に係るアンケート調査（試行）の実施</b>	
1	調査内容 . . . . . 13
2	試行結果の考察 . . . . . 14
<b>V 北海道青少年健全育成審議会における意見等</b>	
1	第一回審議会意見 . . . . . 16
2	第二回審議会意見 . . . . . 16

VI 庁内検討会での検討

1 第1回検討会 . . . . . 17

VII 中間まとめ

1 意見聴取方法 . . . . . 17  
2 意見反映方法 . . . . . 17

## I はじめに

北海道青少年健全育成基本計画（どさんこユースプラン。以下、「基本計画」という。）に基づき、北海道青少年健全育成審議会（以下、「審議会」という）のご助言をいただきながら、多様化する道民ニーズに的確に対応するとともに青少年の社会参加と健全育成を図る観点から若者意見の聴取と道政への反映方法の検討を行った。

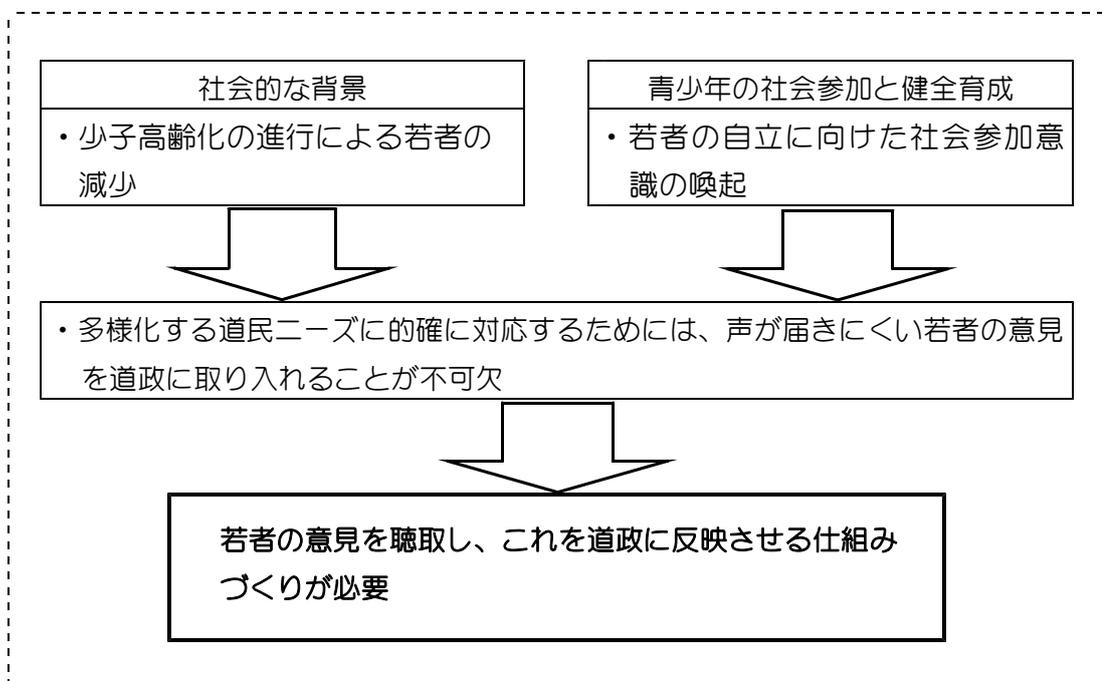
このことについて、本書のとおり実施状況について「中間まとめ」を行った。

### 1 検討の背景

少子・高齢化に伴う人口構造の急激な変化の下、我が国の社会情勢の変化は家庭や学校、職場など若者を取り巻く環境にも大きな影響を及ぼしており、ひきこもりや若者の社会的自立の遅れなどといった状況を生じさせている。

このため、「次代の社会を担う者として自覚し、健全な社会人として自立しようとする青少年の意欲」と「社会の形成に参画し、その発展に関わろうとする意欲」を培うことが求められている。

また、少子・高齢化の進行によって若者が減少しており、世代間において相対的に若者の声が道政に届きにくくなっている状況にある。



## 2 経緯等

### (1) 基本計画の改訂

平成20年3月、北海道青少年健全育成条例（以下「条例」という。）第9条に基づき基本計画を策定した。この計画では、青少年の自立を促す環境づくりの一貫として、青少年の社会参画について、次のとおり取り組むこととした。

【平成20年3月制定時の基本計画（抜粋）】  
基本方針Ⅱ 青少年の自立を促す環境づくり  
施策の目標4 青少年の自立への意欲を培う環境づくりの促進  
主な取組(18) 社会への関心・興味の育成  
（取組の方向）  
○ 次代の大人社会の一員として青少年が、社会における自立の意欲を培うため、社会や就業の仕組み、ルールについて早い段階から社会への関心や興味を高める取り組みの推進に努めます。

この計画は、期間をおおむね10年間として策定されており、中間で見直しを行うこととされていたため、平成26年度に基本計画全般にわたる見直しに着手した。

道では、北海道議会での議論も踏まえ、審議会において計画全般に係る見直しについてご審議・ご議論をいただき、青少年一人ひとりが、社会の一員としてよりよい社会づくりに参加・貢献するための能力を身につける環境づくりを明確に位置づけ、若者の社会参画を促す取組を推進することとし、次のとおり計画の該当箇所を改訂した。

【平成27年3月改訂後の基本計画（抜粋）】  
基本方針Ⅱ 青少年の自立を促す環境づくり  
施策の目標4 青少年の自立への意欲を培う環境づくりの促進  
主な取組(16) 社会参加に向けた青少年の関心・興味の育成  
（取組の方向）  
○ 次代の大人社会の一員として青少年が、自立して、社会の形成に参画し、その発展にかかわろうとする意欲を培うため、社会や就業の仕組み、ルールについて学び、早い段階から社会への関心や興味を高めるなど、青少年の社会形成・社会参加に向けた取り組みの推進に努めます。

※下線は改訂部分

## (2) 道議会での議論

基本計画見直しの時期に前後して、道議会では、若者たちが社会の一員として自立し、社会に積極的に関わろうとする態度を身につける「シティズンシップ教育」の推進や若者世代の社会参画について議論があり、若者の政策決定過程への参画について、そのあり方や手法など、幅広く意見を伺い、議論を深めてゆく旨の方向が示された。

【平成26年9月19日 北海道議会一般質問に対する答弁（要旨抜粋）】

若者世代の社会参画に関し、若者の道政への参画についてであります。多様化する道民ニーズに的確に対応し、効果的、効率的な行政を展開していくためには、各世代の皆様と課題認識を共有していくことが大切であり、とりわけ北海道の未来を担う若者世代の意見を道政に反映していくことは、大変重要であると認識しております。（高井副知事）

道といたしましては、今年度、見直しをすることとしております「北海道青少年健全育成基本計画」におきまして、青少年一人ひとりが、社会の一員としてよりよい社会づくりに参加・貢献するための能力を身につける教育を明確に位置づけまして、関係部局や、学校、家庭、地域などと連携をしながら、若者の社会参加を促す取組を推進してまいりたいと考えております。（環境生活部長）

【平成26年11月28日 北海道議会一般質問に対する答弁（要旨抜粋）】

多様化する道民ニーズに的確に対応し、効果的、効率的な行政を展開していくためには、北海道の未来を担う若者の意見を道政に反映していくことが、大変重要と認識をいたしているところであります。

国の審議会においても、社会を担う次の世代を育成するという観点や若者の参加や意見により、よりよい社会を築くという観点などから、インターネットを活用した意見の聴取など、その手法の検討がされている状況であり、道におきましても、若者の政策決定過程への参画について、そのあり方や手法など、幅広く意見を伺い、議論を深めて参る考えであります。（知事）

【平成27年2月27日 北海道議会一般質問に対する答弁（要旨抜粋）】

今後、若者の意見の反映に当たりましては、インターネットなどを用いた意見公募を行うなど、効果的な方法を検討するほか、新しい総合計画や若者に関わる各種施策への反映に努めるなど政策形成過程への参画を進めてまいります。（知事）

### 3 意義必要性等

若者意見の聴取及び道政への反映について取り組むに当たり、その意義・必要性を以下のとおり整理した。

#### (1) 道政への意見反映

##### ア 未来を担う若者の意見

10年後、20年後の本道を担うのはまさに現在の若者世代であるが、少子高齢化の進展により、社会全体に占める若者の比率が低下しており、結果として若者意見が届きにくくなっている現状にある。

このため、若者世代の意見を聴取し、道政に反映させていくことが重要である。

##### イ 多様な価値観への対応

世代によって価値観や感性、あるいは、それぞれの置かれている立場などが異なることから、多種多様な道政ニーズが存在するが、これらに的確に対応するためには、とりわけ豊かな感性と他の世代にはない視点や発想を持っている若者世代の意見を聴取し、道政に反映させていくことが重要である。

#### (2) 社会参加の促進

##### ア 次世代を担う自立した人づくり

厳しい雇用環境が続くなか、ニートやひきこもり等が社会問題化しており、また、新規就職者に占める早期離職者の割合も全国と比べて高率で推移しているなど、若者の自立の遅れが顕在化している。

このため、若者の政策決定過程への参画を通じて、社会や就業の仕組み、ルールについて早い段階から関心や興味を高めることにより、自立への意欲の醸成を図る必要がある。

##### イ 社会性・市民性意識の涵養

公職選挙法の改正により18歳から選挙を通じて社会に参画することが求められることとなったが、道が高校生を対象に行っている意識・意見調査によると、大人として特に必要と思うこと、という問いに対して、「社会に関心を持って選挙など公的な活動に参加すること」や「社会や他の人のためにつくることができること」の回答が、1割前後にとどまるなど、一般社会人として必要な社会性が育っていないことが明らかとなった。

このため、若者の政策決定過程への参画を通じて、大人として必要な社会性・市民性を身に付けるための機会を設ける必要がある。

## ウ 地域の一員としての自覚・住民参加の促進

少子化や過疎化の進行などにより、地域における子ども同士のふれあいの機会、異年齢間の交流、社会体験の機会などが減少しており、道が高校生を対象に行っている意識・意見調査(※)によれば、地域のボランティア活動に参加している若者の割合が年々減少し、近年では3割を切るなど地域の一員としての自覚等に課題があることが明らかとなった。

このため、若者の政策形成過程への参画を通じて、地域社会の一員としての責任や役割について自覚を促す機会を設ける必要がある。

※ 青少年の意識・意見調査（平成27年2月北海道環境生活部くらし安全局道民生活課）

## Ⅱ 道の若者の政策決定過程への参画状況

### 1 これまでの若者意見聴取の取組

#### (1) 青少年100人委員会【平成19年度～平成20年度】

##### ア 目的

青少年自身の意見や意識を的確に把握し、北海道が行う青少年健全育成の取組に活かすとともに、青少年が自身の努力や社会とのかかわりを自覚しながら、次代の担い手として自立するきっかけづくりを行う

##### イ 対象及び人数

全道の中学生及び高校生（約100名を委員に選任）

##### ウ 内容

##### (ア) アンケート調査の実施

基本計画素案や携帯電話に関する意識などについて、各委員を対象にアンケート調査を実施

##### (イ) 懇談会の実施

全道14支庁（当時）において、各管内選出の委員と地域の大人が意見交換を実施

#### (2) 青少年の意識・意見調査【平成21年度～現在】

##### ア 目的

青少年の幅広い分野における意識や意見を長期的に調査することにより、その変化を把握し、基本計画や各種青少年健全育成施策への反映を行う

##### イ 対象及び人数

全道の高校2年生（1校から2名～4名の対象者約360人を選出）

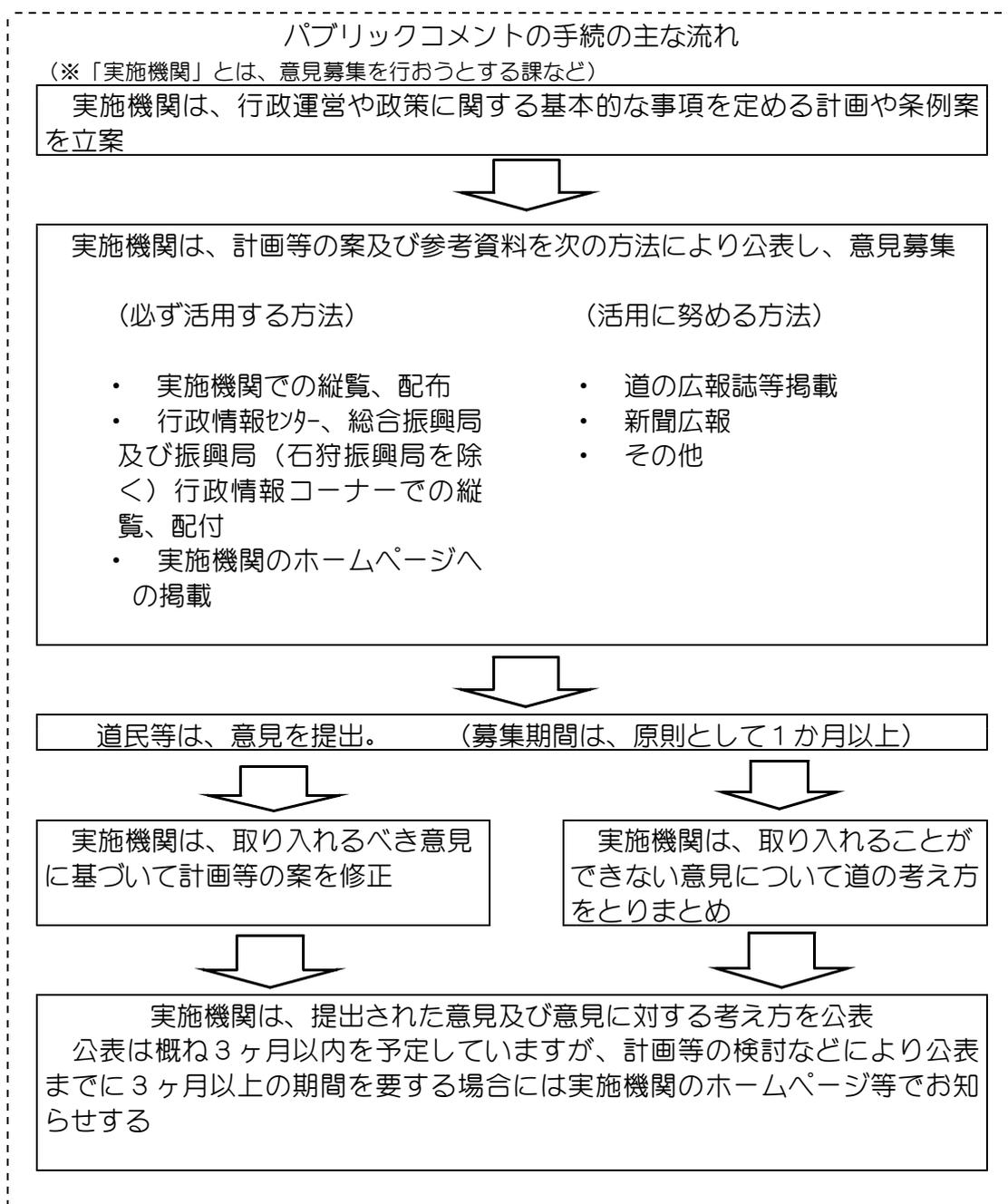
##### ウ 内容

家庭・親子関係、生き方や道徳観・倫理観、学校生活などに関する意識・意見について、選出された高校生を対象にアンケート調査を実施

## 2 パブリックコメント・広聴事業等

### (1) パブリックコメント

若者世代のみを対象としたものではないが、施策形成過程の公正の確保と透明性の向上を図り、公開と参加を基本とする道政を推進するため、平成13年4月から道民意見提出手続き（パブリックコメント）を実施している。



(2) 主な広聴事業

主な広聴事業の取り組みは次のとおりである。

主な広聴事業	
項目	内容
1 知事の地域訪問	「トップの顔の見える行政」をすすめ、効果的な道政の推進を図るため、「地域の方々との懇談」や「こんにちは知事です（施設等視察・関係者との交流）」を開催し、それぞれの地域における諸課題を把握するとともに、道政に関する内容について知事自らが説明し、意見交換を行う
2 道民意識調査	道民の道政に対する意向や意識を的確に把握し、政策形成に反映させるため、道政上の重要課題や主要施策に関する調査を実施する
3 道政相談等	住民から寄せられた道政に係る相談、苦情、要望、照会などを受けて関係部局と連携し対応する
4 知事に対する陳情等	知事に提出された陳情、意見、要望などを受けて関係部局と連携し対応する
5 道民便利サイト	各種相談窓口や制度の紹介など、道政全般に関する情報をホームページ上で公開する
6 各部局、総合振興局及び振興局の広聴活動の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・総合振興局長及び振興局長が様々な機会を捉えて管内住民と対話を行うなど、広く住民意向を把握し、特色ある地域づくりに役立てる。</li><li>・インターネットを利用した会議室を設置し、道民意思を政策形成に役立てる</li></ul>

3 各種審議会等への若者参画状況

(1) 若者の参画状況

道では、施策立案等の際に学識経験者や有識者からの意見を伺うための附属機関として各種の審議会等を設置しており、これらへの若者の参画状況については、次のとおりである。

○若者（概ね40歳未満）の道政への参画状況

（平成27年3月現在）

取組内容	参画状況
1 各種審議会等 各種審議会や意見交換会など道民から意見をいただく場への参画	36の審議会等に延べ99名が委員等として参画（※）
2 事業等	
（1）後援会等のイベントや各種行事等における若者世代の参画	6つの事業等に学生等が参画
（2）講座開催等の事業実施に当たっての若者の活用	4つの事業に34名が講師等として参画
（3）行政の若手職員等によるプロジェクトチームへの参画	2つの会議等に33名が参画
（4）主に若者世代をターゲットにしたアンケート調査や各種調査等	4つの調査等で若者世代を対象に実施

※ 北海道の各種審議会等の総数は215、定数は2,003名（北海道総務部行政改革局行政改革課ホームページ「知事が所管する附属機関等の情報公開のページ」より）

※ 中学生・高校生をメンバーとして構成する審議会（部会）

北海道子ども未来づくり条例（平成16年10月制定）に基づき設置された「子どもの未来づくり審議会」の部会の一つである「子ども部会」の委員は22名以内の道内の中学生及び高校生で構成されており、少子化対策の推進に関する事項について、子どもの意見を表明する機会を確保するとともに、子どもの意見が適切に社会に反映される環境づくりを進めている。

(2) 庁内への参加機会の拡大についての要請

庁内各部に対し、各種審議会、意見交換会やヒアリングをはじめ、道民からの意見や提案などをいただく際に、若者意見の聴取と反映について、配慮するよう要請

※ 若者世代の道政への参加機会の拡大について（平成27年4月13日付け政策第12号 各部等代表課長あて 総合政策部政策局参事、環境生活部くらし安全局道民生活課青少年担当課長通知）

(3) 若者枠設置の取り組み

次代の北海道を担う若者の意見を聴取する機会を確保し、若者の視点を審議に反映させること、若者の道政への積極的な参画推進、社会参加意識の醸成な

どを目的として、北海道青少年健全育成審議会委員の公募において満18～38歳の若年層に限定した「若者枠」を導入した。

※公募委員枠1名から2名に増員し、うち1名を若者枠として公募

※H27.8若者を審議会委員に任命（若者枠1名、一般枠1名）

【平成26年9月19日 北海道議会一般質問に対する答弁（要旨抜粋）】

「外部の方々から意見を聴取する場において若者の参加を拡大するなど、道政への積極的な参画を推進してまいりたい」（高井副知事）

### Ⅲ 国・他都府県の若者の政策決定過程への参画事例

#### 1 国の事例

##### (1) 子ども・若者ビジョンでの位置づけ

平成21年に子ども・若者育成支援推進法が制定され、翌年7月、同法に基づき、「子ども・若者育成支援推進大綱（子ども・若者ビジョン）」が策定された。

本ビジョンにおいて、社会の一員として自立し、社会に積極的に関わろうとする態度等を身に付けるため、社会形成・社会参加に関する教育（シティズンシップ教育）を推進するとともに、政策形成過程への参画促進のため、意見の公募等により、子ども・若者の意見表明機会の確保を図ることが明示された。

【子ども・若者育成支援推進大綱（子ども・若者ビジョン）（抜粋）】

#### 第3 子ども・若者等に対する施策の基本的方向

##### 1 すべての子ども・若者の健やかな成長を支援する

##### (2) 子ども・若者の社会形成・社会参加支援

##### ① 社会形成への参画支援

（社会形成・社会参加に関する教育（シティズンシップ教育）の推進）

社会の一員として自立し、権利と義務の行使により、社会に積極的に関わろうとする態度等を身につけるため、社会形成・社会参加に関する教育（シティズンシップ教育）を推進します。

具体的には、民主政治や政治参加、法律や経済の仕組み、労働者の権利や義務、消費に関する問題など、政治的教養を豊かにし、勤労観・職業間を形成する教育に取り組みます。

（子ども・若者の意見表明機会の確保）

政策形成過程への参画促進のため、各種審議会や懇談会等における委員の公募制の活用、インターネット等を活用した意見の公募等により、子ども・若者の意見表明機会の確保を図ります。

※下線は原典にはない

(2) 青少年意見募集事業

ア 目的

青少年に関する施策をより充実させるとともに、青少年の社会参加意識を高める。(内閣府において実施)

イ 対象及び人数

中学生から20代までの若者(300名を募集し「ユース特命報告員」に任命)

ウ 内容

(ア) 特定の課題についてインターネット配信し、意見を募集

これまでのテーマ：犯罪や非行をした人たちの立ち直りと再犯防止、日本の大学教育、子供・若者の相談窓口 など

(イ) ユース特命報告員と関係府省の施策担当者が対面で議論・意見交換するユース・ラウンド・テーブルを実施(平成25年試行、平成26年本格実施)

これまでのテーマ：2020年オリンピック・パラリンピック東京大会、「くるみん」マークの広報、子供の体力向上 など

参加人数：平成26年第1回 17名

2 他の都府県の事例

今回の取組に先立ち、平成26年6月に他都府県の取組事例を調査した。

46都府県中、39都府県から回答があり、そのうち20府県が審議会への委員の登用や若者から都府県への提言など、若者意見を聴く制度を持っていることが分かった。

若者(概ね40歳未満)の道政への参画事例

(平成27年6月調査：39都府県中)

	区 分	件数
1	知事や幹部職員などとの意見交換 ○ 知事と若者が県政の課題などについて意見交換 ・ 岩手県では、中高生や大学生が知事と意見交換する「県政懇談会」を開催するほか、震災からの復興に取り組む若者と県幹部との意見交換会を実施 ・ 茨城県では、若者活動団体と県内自治体や団体代表者が地方創生をテーマに意見交換する「ユース&トップミ	12件

	<p>ーティング」を開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 栃木県では、20代から40代までの若者と知事が県政の課題などについて意見交換する、「とちぎ元気フォーラム青年版」を開催（同様に大学生版、高校生版あり）</li> <li>・ 岐阜県では、第3次岐阜県青少年健全育成基本計画の策定に当たり、計画の対象者である中学生及び高校生と県職員が意見交換会を開催。</li> <li>・ ほか同様の取組を、秋田県ではテーマにあわせた若者と知事が、長野県ではおおむね30代くらいまでの若者と知事が、それぞれ意見交換を実施</li> </ul> <p>○知事や県幹部と若者や子どもが議会形式で質疑応答</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 富山県では、事前学習や知事や県幹部との質疑応答を通して18歳から40歳までの青年の意見を県政に反映させる「富山県青年議会」を開催（同様の取組に「子どもとやま県議会」）</li> <li>・ 滋賀県では、小学校3年生から中学校3年生を対象に、知事や関係部局長との質疑応答を通して子どもの意見を県政に反映させる「子ども県議会」を開催</li> <li>・ 京都府では、小学校5・6年生を対象に事前学習をしたうえで、知事への提言や質疑応答を行う「京都府子ども議会」を開催</li> <li>・ 千葉県では、中学生及び高校生が学校生活や日常生活の中で考えている事柄などについて教育庁職員と意見交換する「中学生・高校生との交流会」を開催</li> </ul>	
2	<p>若者から都府県への提言</p> <p>○ 若者や学生が集まり、意見交換などを通じて県に提言</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鳥取県では、鳥取元気づくり総合戦略策定に当たり、各分野の10代後半から40代前半の若者が集まって意見交換し県に提言する「とっとり創生若者円卓会議」を開催</li> <li>・ 福島県では、20代から30代の若者がワークショップを通じてまちづくり提案をとりまとめる「チャレンジふくしま若者リーダーまちづくり事業」を開催（同様の取組ほか3件）</li> <li>・ 岩手県では、人口問題について広く若者による意見交換を行う「若者の活躍と支援に関する意見交換会」を開</li> </ul>	8件

	<p>催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ほか同様の取組を、栃木県では小学生を対象に、埼玉県では埼玉大学の学生を対象にそれぞれ実施)</li> </ul>	
3	<p>アンケート調査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 小中高生と保護者、若者を対象としたアンケート調査 <ul style="list-style-type: none"> <li>群馬県では、5年に1度、小中高生とその保護者及び18歳から29歳までの青年を対象にしたアンケート調査「ぐんま青少年基本調査」を実施</li> <li>岩手県では、3年に1度、中高生とその保護者及び20歳から24歳の青年を対象に「青少年の健全育成に関する意識調査」を実施</li> <li>岡山県では、5年に1度、小中高生とその保護者を対象にアンケート調査「青少年の意識等に関する調査」を実施</li> <li>ほか同様の取組を、埼玉県では5年に1度、10歳から14歳までの児童・生徒とその保護者及び15歳から30歳までの青少年を対象に、和歌山県では5年に1度、高校生からポスト青年期の若者を対象に、それぞれアンケート調査を実施</li> </ul> </li> </ul>	6件
4	<p>審議会への登用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 審議会等委員に若者を登用する努力義務設置 <ul style="list-style-type: none"> <li>山形県では、審議会等の設置及び運営に関する指針において審議会等委員の選任に若者を積極的に起用することとし、短期アクションプランにおいても若者委員を1名以上登用している県審議会等の割合目標を平成28年度までに100%としている</li> <li>長野県では、審議会等の設置及び運営に関する指針において審議会等委員への若者の登用に努めることとしている</li> <li>徳島県では、審議会等への若年者委員の選任促進要綱を定め、40歳未満の若年者委員の割合が8.6%以上を維持することを目指すこととしている。</li> <li>静岡県では、県青少年問題協議会委員の一部を県内大学生に委嘱するなどしている（同様の取組ほか2件）</li> </ul> </li> </ul>	6件

※ 複数の制度を持っている府県があることから、若者意見を聴く仕組みを持っていると回答した20府県とは一致しない。

#### IV 若者意見の募集に係るアンケート調査（試行）の実施

若者意見の聴取に当たっては、いくつかの方法、例えば主なものとして、会議の開催やアンケート調査の実施、モニターの募集などが考えられる。また、これらの方法ごとに、会議であれば開催場所や規模の設定、アンケート調査であれば郵送やイベント会場での実施など、手段についても様々な実施形態が考えられる。

このため、まず、若者自身の意見を伺い、それを意見聴取の方法の検討に生かすとともに、一連のプロセスを検証するため、試行としてインターネットを活用したアンケート調査を実施した。

##### 1 調査内容

今後の若者意見の聴取に向け、広く若者へ周知する方法や、若者自身がより参加しやすい意見発信や交流の方法を探るため、今回のアンケート調査をどのように知ったのか、また、意見を発信するうえで、どの手段・方法が望ましいと考えるのかを調査した。

また、あわせて、道政分野別の関心の高さや、力を入れるべき施策などについての考えを調査した。

##### (1) 募集期間

平成27年9月28日（月）～平成27年12月4日（金）

##### (2) 対象者

道内に在住する29歳までの者

##### (3) 周知方法

ア 北海道のホームページ、ブログ及びフェイスブックなどによる周知

イ 各機関への郵送・訪問等による周知

主な周知先

区分	周知方法
道内の大学	訪問又は電子メールによる周知依頼
道内の高校	道教委及び総務部学事課を経由した周知依頼
青少年育成活動団体	北海道青少年育成協会、北海道青年団体協議会を経由した、電子メールによる周知依頼
若者支援センター(札幌市内4箇所)、札幌若者会議、オホトリ大学、よさこいソーラン祭組織委員会	訪問による利用者への周知依頼
ボランティア団体等	札幌市社会福祉協議会ボランティア活動支援センターを経由した電子メールによる周知依頼
社会福祉法人等	保健福祉部福祉局福祉援護課を経由した電子メールによる周知依頼
NPO法人	環境生活部くらし安全局道民生活課を経由した電子メールによる周知
産業団体等	北海道農業協同組合中央会、などの経済団体を経由した構成機関への周知依頼
公務員等	北海道町村会、北海道市町村会、北海道町村教育委員会、北海道都市教育委員会連絡協議会を経由した電子メールによる周知依頼 北海道社会福祉協議会を経由した市町村社会福祉協議会に対する周知依頼 北海道行政情報ネットワークの掲示板による北海道職員への周知

(4) 提出方法

道庁ホームページのアンケートフォーム画面への入力による。

2 試行結果の考察(今回の調査手法(インターネット活用の定型フォーム入力方式)の評価)

(1) メリットなど

- インターネットを活用した定型フォーム入力方式を望む回答が半数と最多であり、他の媒体利用も含めると8割の人が今後もインターネットの活用を求めている。
- 集計作業が容易であり、また、安価に実施することができた。

(2) デメリット・課題など

- インターネットを通じてアンケート調査を知った旨の回答は16.1%にとどまっており、周知方法については、さらに検討を要する。
- 今回、自由意見も多く寄せられたが、定型フォーム入力方式であるため、

多様な意見を十分に聴取することが難しい。

- 会議やSNSの利用など双方向での議論の深化を望む回答が33.3%あったが、定型フォーム入力方式ではこの意見に応えることができない。

#### アンケート調査の集計結果

- ・ 全道各地から901人の回答があった。
- ・ 道庁内の電子掲示板に掲載したこと及び各市町村へ依頼したこともあり、公務員からの回答が364人（40.4%）と最も多かったが、公務員以外に537人（9.6%）の方から回答が寄せられた。
- ・ 公務員を含めた集計結果と公務員を抜いた集計結果とでは、回答の傾向に、大きな差異はなかった。
- ・ このアンケート調査をどのように知ったかについては、「学校や職場などを通じて」が595人（66.0%）と最も多く、道のホームページやブログ、ツイッター等SNSを通じてが145人（16.1%）、また、横への拡がりを期待した、青年団体・ボランティア、趣味のサークルなどを通じてや友人・知人から聞いたが84人（9.3%）と、一定の効果が認められた。
- ・ 上記のとおり、このアンケート調査を知った方法を聞いた質問1(1)では、各学校や機関への周知活動を行ったことから、「学校や職場を通じて知った」と回答した人が全体の3分の2を占め、道のホームページ等IT媒体から直接知ったという人は16.1%にとどまった。
- ・ 若者自身に意見を発信するための望ましい方法を聞いた質問1(2)では、約8割の人がインターネットを活用した方法を望む結果となり、そのうち、今回の調査方法と同様にインターネットを活用した定型フォーム入力方式によるアンケート調査を望む人は全体の約半数を占めた。
- ・ 若者意見の聴取においてインターネットの活用は、広大な面積を有する本道の広域性やスマートフォンの急激な普及といった状況と相まって、若者意見を聴取する方法としては、非常に有効であることが確認された。
- ・ 会議やSNSの利用など双方向で意見交換する方法を望む意見も33.3%に達した。

## V 北海道青少年健全育成審議会における意見等

若者意見の聴取と道政への反映に係る新たな仕組みづくりについては、審議会において、各委員の方々からのご助言・ご意見をいただきながら検討・実施した。主な意見等は次のとおり。

### 1 第一回審議会意見（抜粋）（H27. 6. 18開催）

新たな取り組みを始めるに当たり、国・他都府県の状況や今後の予定などを審議会に報告し、各委員から取り組みに当たってのご意見・ご助言をいただいた。

#### 主な意見

- ・ 社会参加が難しい若者たちが参加しやすい工夫を
- ・ 少人数でのディスカッションで一つ一つ議論を積み上げては
- ・ 様々な環境の中、生きづらい、何とかして欲しいという若者の声を聴いて欲しい
- ・ どのような媒体が若者自身にとって意見を発信しやすいか調べてみては

### 2 第二回審議会意見（抜粋）（H27. 11. 11開催）

試行として実施中のアンケート調査の状況について説明し、各委員からこれらを踏まえたうえでのご意見・ご助言をいただいた。

#### 主な意見

- ・ 身近にアクセスできるSNS的なものと実際に会って話ができる場所の連動がベスト
- ・ 調査の集団を募集して設定（モニター制度）する方法もある
- ・ 普通の子だけでなく、罪を犯してしまった子や道を外れそうになった子、NPOに相談に来ている子にも意見を聴く機会があればいい
- ・ インターネットを使う以外のやり方も行って、いろいろな方の声も聴ける配慮を
- ・ 他の都府県と比べて、道の特徴があるかどうかも重要

## VI 庁内検討会での検討

若者からいただいたご意見を道政に反映させるためには、実際に各種の施策を実施している道庁内の各部との意見交換が必要であることから、次のとおり庁内

検討会を開催し、共通の認識を得るとともに、今後の取り組みについて協力を依頼した。

## 1 第1回検討会（H27.12.21開催）

### (1) 内容

- ・ 若者意見を道政に反映させる取組の必要性の説明
- ・ 平成27年度若者意見聴取（試行）についての説明
- ・ 平成28年度以降の取組の説明（若者意見募集議題選考依頼など）

### (2) 参集範囲

- ・ 各部及び教育庁の企画担当課

## Ⅶ 中間まとめ

若者意見を道政に反映するための仕組みづくりを進めるために、これまで、本書に記載のとおり、過去の本道の取組や国・他都府県の状況を調査するとともに、インターネット活用によるアンケート調査の試行を実施してきたところであるが、今後はこれらの取組の中で明らかになってきた傾向や課題等に留意しながら、次のとおりさらに進める。

### 1 意見聴取方法について

今回試行として実施した、インターネットを活用した定型フォーム入力方式の調査は、回答する方にとって参加しやすい方式であったことから、多くの回答を得ることができた。

一方で、会議やSNSの利用など、双方向での意見交換を望む回答も多かったが、特定のテーマに関して意見の方向を調査するのではなく、様々な観点から幅広く意見を聴取するうえでは効果があると考えられるため、これにふさわしいテーマ選定や意見の把握の方法について検討する。

今回のアンケートでは回答者の職業に偏りが見られたこと、インターネットから直接情報を得た方の割合が低かったことなどから、SNS利用などで不特定多数に意見を聴く場合に、偏りの少ない、より多くの参加者を得るための周知方法などについて、今後さらに検討する。

### 2 意見反映方法について

道政への反映に向けた仕組みづくりについては、先行している国や他都府県の事例についてさらに詳細な調査を行い、その結果をもとに本道の実情に即した意見反映方法について、庁内検討会等において議論を深めていく。